

(3) ダイオキシン類*

① ダイオキシン類調査

ア. 一般環境調査

大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」

第26条に基づき、大気、水質、地下水質、底質及び土壌について、ダイオキシン類濃度を把握するための調査を行っています。

ダイオキシン類の環境調査結果の概要（平成23年度）

項目	調査地点数	最大値	最小値	平均値	単位	環境基準	環境基準達成状況
大気	7	0.10	0.029	0.058	pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年間平均値)	7/7
水質	河川	2.1	0.12	0.64	pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L以下 (年間平均値)	19/21
	海域	6	0.068	0.15			6/6
地下水質	2	0.065	0.058	0.062			2/2
底質	河川	2.1	0.94	60	pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g以下	21/21
	海域	6	3.9	27			6/6
土壌	6	7.8	0.040	1.9	pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g以下	6/6

(注) 環境基準達成状況の数字は、(環境基準達成地点数) / (調査地点数) を示す。

イ. 水道水調査

水道水中のダイオキシン類については、最大見積濃度で0.0032pg-TEQ/L未滿(平成23年度)と、水道の要検討項目の目標値1pg-TEQ/L(暫定)を大きく下回っています。

に処理されていました。

なお、市域の特定施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量は2.1g-TEQ/年(平成22年度)と推定され、規制が開始された平成9年度に比べおよそ94%減少しています。

② ダイオキシン類対策

大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」に基づき、廃棄物焼却炉等の発生源に対して、排出基準及び施設の構造・維持管理基準の遵守徹底を指導しています。

イ. 底質ダイオキシン類浄化対策

港湾区域(河川・港湾重複7区域)における平成15~17年度にかけての調査の結果から、汚染範囲約56ha、純汚染量(底質)約93万m³、環境基準超過範囲は160~7,200pg-TEQ/gと確認されています。現在まで当該範囲においてダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準超過は確認されておらず、ただちに影響が生じるものではありませんが、適切な浄化対策を推進するため、平成17年度に学識経験者で構成される「大阪市底質対策技術検討会」(現「大阪市底質対策等技術検討会」)で浄化対策方針を策定し、この方針に基づき平成18年度から浄化対策に取り組んでいます。平成22年度の浄化対策の事前調査において、大正区福町堀の一部で国の暫定除去基準を超過するPCBが検出されたことから、この浄化対策について検討を行っています。

ア. ダイオキシン類対策特別措置法 特定施設

特定施設に対しては、前述の規制指導のほか、排出ガス、排水、ばいじん、燃え殻の基準が適用される施設に対しては、設置者による測定が義務付けられています。

平成23年度の報告では、測定義務のある全ての施設で基準に適合しました。また、基準適用が除外されている「ダイオキシン類対策特別措置法」施行前の既存施設からのばいじん、燃え殻については、セメント固化や薬剤処理などによって適正

河川の底質ダイオキシン類についても、河川整備事業に併せて浚渫を行うなど、浄化対策に取り組んでいます。また、大阪府との連携のもと、市

内河川における汚染範囲等の調査や「河川及び港湾の底質浄化対策検討委員会」の検討結果を踏まえた取組みを進めています。

5 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現状

騒音・振動は、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすく、その発生源は、工場・事業場の機械、建設工事やカラオケ営業まで広範に及んでいます。

道路交通環境については、毎年、道路に面する地域において、騒音・振動調査を実施しています。平成 23 年度は、騒音については昼間 59～72 デシベル（平均 67 デシベル）、夜間 49～69 デシベル（平均 63 デシベル）、振動については昼間 24～49 デシベル（平均 42 デシベル）、夜間 25～47 デシベル（平均 36 デシベル）となっています。

そのほか、新幹線鉄道騒音や航空機騒音についても調査を実施し、環境基準の達成状況を把握しています。

(2) 騒音・振動対策

大阪市では「騒音規制法」、「振動規制法」や府条例により、工場・事業場の騒音・振動対策を行っています。法令に基づく届出により公害の未然防止を図り、また、苦情が発生した場合は立入検査を実施し、指導を行います。なお、建設作業に伴い発生する騒音・振動は一過性とはいえ、日常生活に大きな影響を与えることがあるため、規制指導の対象となる特定建設作業には、届出指導を行うとともに、パトロールの実施や講習会の開催等により公害の防止に努めています。

また、自動車騒音等については、沿道地域における改善を図るため、関係機関と連携しながら、低騒音舗装の敷設、遮音壁の設置など種々の対策を進めています。

6 公害苦情の処理

大阪市では、各区役所等で公害苦情の相談に応じるとともに、各環境保全監視グループが発生源の規制、指導を行うことによりその解決を図り、生活環境の保全に努めています。

平成 23 年度中に市民から各区役所及び環境局などへ寄せられた苦情件数は 1,487 件であり、そのうち解決したものは 1,381 件で直接解決率は約 93%になっています。

公害苦情の種類別件数

	大気汚染	悪臭	騒音* ¹	振動	水質汚濁	その他* ²	合計
平成 23 年度	252	239	862	92	3	39	1,487

* 1 : 低周波音を含む

* 2 : 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む

7 環境保全対策利子補給制度

大阪市では、金融機関等から資金を借り入れて公害対策等を行う中小企業を対象に利子補給を行う「環境保全対策利子補給制度」を実施しています。利子補給の対象事業は、大気汚染・騒音振動・

水質汚濁・悪臭・産業廃棄物対策にかかる公害防止設備の導入、工場移転、土壌汚染対策、アスベスト除去等工事、最新規制適合車への買い替えと